

令和 5 年  
第 5 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和5年第5回立川市農業委員会総会日程

日時 令和5年5月25日（木）午後3時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について
  - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
  - (1) その他
- 6 閉会

令和5年第5回立川市農業委員会総会

令和5年5月25日（木）

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。

本日は、今日も天気のいい中、仕事が忙しいと思うんですけども、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

先日の北多摩の農業委員会連合会の 50 周年に多くの皆さんに御出席いただきまして、大変ありがとうございました。また、その後の懇親会のほうも久しぶりに楽しくできましたと思います。また今週は、みの一れ立川の 10 周年祝賀会がございまして、もうこれは何年かぶり、4 年ぶりですかね。皆さんといろいろ楽しく非常に盛り上がって、非常にいい会でした。

ということで、5 類になったので、だんだんこういった機会も増えていくのではないのかなと思います。

さて、本日は、お手元にお配りしてあります資料も御覧いただいたかと思います。次期の農業委員さん、また推進委員さんがお手元の資料の中にも載っているかと思います。その中で業務の見直しもしていかなくてはいけない状態でございますので、今日はそういった内容を全員協議会の中で進めていきたいと思っておりますので、どうか御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。ただいまより令和 5 年第 5 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席をしていただいておりますので、本総会は成立しております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。今回は 2 番の金子波留之委員、17 番の鈴木和昌委員をお願いしたいと思います。

なお、事務局より資料の追加があるとのことで、説明をお願い

いしたいと思います。

係長 本日、資料を追加で配付させていただきました。総会に伴う資料としまして議案第3号について、こちらは原因日の記入、相続日についてですが、記入漏れがございましたため、差し替えさせていただきます。

全員協議会についての追加資料がございます。顕彰事業の留意点につきまして、後継者、企業的につきまして各1部ずつ。農地パトロール、6月に向けての農地の参考リストが1枚。農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者一覧が1枚。次期農業委員等の業務の見直しについて、事務局の案として、こちらが1枚。農業委員会の日程、先日、今年の予定ということでお伝えしましたが、変更とさせていただく月がございますので、お配りいたしました。後ほど御説明いたします。あと、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてが1枚。

あと、本日、高杉委員より参考で獣害、ネズミ対策としての資料をいただきましたので、お配りさせていただきました。よろしく願いいたします。

また、会長のほうから事前にお話があったということなのですが、全員協議会の後、次期農業委員等の推薦を受けた現委員の皆様には、臨時総会での打合せにつきまして行いたいと思いますので、恐れ入りますが全員協議会の後、少しお時間をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、報告事項に移りたいと思います。(1)事務報告、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が9件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、レジュメに従いまして、3、報告事項の(1)事務報告をさせていただきます。恐縮でございます。着座の上、報告をさせていただきます。

4月28日(金)、都市農地制度基礎研修会がウェブで開催

をされまして、事務局が参加をさせていただきました。

5月10日（水）、立川市農業委員会委員及び立川市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が開催をされまして、事務局が出席をしたものでございます。

5月16日（火）、北多摩地区農業委員会連合会50周年記念式典が清瀬けやきホールで開催をされまして、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局が出席をいたしました。

5月17日（水）、東京都農業会議の監査会が開催をされまして、会長が出席をいたしました。

5月18日（木）、東京都農業会議の理事会、常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席をされました。

5月22日（月）、北多摩地区農業委員会連合会通常総会が清瀬市役所で開催をされまして、会長、次長が出席をいたしました。

委員会といたしましては、5月15日（月）に本総会に向けた現地調査、本日、25日（木）、農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催させていただきます。

明日以降の予定でございます。

5月30日（火）、全国農業委員会会長大会が文京シビックホールで開催をされまして、会長が出席予定でございます。

5月31日（水）、農業者年金担当者会議が開催されまして、事務局が参加予定でございます。

6月1日（木）、新規就農・農地貸借担当者会議が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

6月2日（金）、主任職員協議会・職員研究会通常総会が開催をされ、事務局が参加予定でございます。

6月6日（火）もしくは7日（水）でございますが、農地パトロールを農業経営部会と事務局で行う予定となっております。こちらは、この後、全員協議会にてお諮りをさせていただきます。

6月9日（金）、相続税納税猶予制度研修会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

6月16日（金）、生産緑地制度研修会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

6月19日（月）、東京都農業会議の理事会、常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席予定となっております。

6月22日（木）、農業委員会地区別広域連携会議が、くにたち北市民プラザで開催をされまして、会長、職務代理及び次長が出席予定となっております。

委員会といたしましては、6月15日（木）に6月の総会に向けた現地調査、26日（月）午後3時より第6回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しているところでございます。

報告事項（1）事務報告は以上となっております。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第5条第1項第6号の規定による届出9件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず1件目。農地の所在は上砂町5丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は268㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は富士見町6丁目の6筆。地目は、登記簿上が田、現況は宅地。面積は839.03㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は錦町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は783㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は幸町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は201㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は一番町2丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路、混牧林地及び畑。面積は19.61㎡。転用目的は道路用地及び雑種地でございます。



6 件目。農地の所在は一番町 2 丁目の 2 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1 2 1 . 5 2 m<sup>2</sup>。転用目的は道路用地でございます。

7 件目。農地の所在は柏町 2 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は 7 8 m<sup>2</sup>。転用目的は道路用地でございます。

8 件目。農地の所在は柏町 3 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1 4 5 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

9 件目。農地の所在は一番町 4 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 4 . 6 5 m<sup>2</sup>。転用目的は墓地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思っております。  
報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問がありましたらお願いいたします。ないですか。

では、私のほうから、ちょっと 1 点お聞きしたい点がございます。

番号 1 番の上砂町 5 丁目の方の土地なんですけれども、以前に、恐らくここは文書指導とか何かで伺ったようなときかなと思うんですけれども……。ああ、そうか。今日は地元の農業委員さんはいらっしやらないんですかね。島田委員はいないですね。

1 点聞きたいのは、この方の、以前指導がされたところの農地だったんですかね、ここは。結構荒れていて、一回きれいにしてもらって、その後どうなったのかなと思って、ちょっとお聞きしたかったんですけれども。あと、嶋田貞芳委員、わかりますか。

6 番 この方の土地なんですけれども、見る限りですと、以前問題になっていた土地というか、文書指導が出たところは、この今の略図のところと言うところの、今回の当該地と「高齢者在宅サ

ービス」と書いてあるところの間の敷地だと思います。今回の、この斜線の部分は、今の5条の届出の表題を見る限りでは、登記簿が畑で現況が宅地ということになっているので、その隣の隣接地ではないかと思うんですけれども。

ちょっと私も現地を見ていないから何とも言えないですけれども、確かに、ここに道路というか、その部分があるので、その部分だと思うので、以前問題になっていた場所ではないと思います。

議長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、あとは質問がないので次に移りたいと思います。これで報告事項は終了いたします。

次に、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、2件を議題に呈します。

今回は複数でございますので、1件ごとに説明と申請者への意思確認等を行いたいと思います。

それでは、事務局より議案第1号の1から説明をお願いします。

次長 それでは、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、まず、議案第1号の1について説明いたします。

現地調査を5月15日、借受人立会いの下、鈴木会長、中丸委員、清水清史委員、清水茂男委員、横幕委員、事務局で行いました。

略図1を御覧ください。事業計画の内容としましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、植木の生産を行うというものでございます。

審査要件①、全部効率利用要件ですが、借受人は認定農業者として現在約2万2,500㎡の農地を耕作しており、貸付人も1割以上の従事をする事となっていることから、農地全体にわたって効率的に利用する要件を満たすものと考えます。

審査要件②、農作業の常時従事要件は、申請者の従事日数が年間280日となっておりますので、要件を満たしているもの

と考えます。

審査要件③、地域との調和要件ですが、今回貸借する農地の隣がGAP認証を取得している農家の所有地となっております。隣接農家の方には、農薬等散布については十分配慮し、事前に連絡をすることなど、借受人から既に調整していただいているようで、貸借後の計画について理解を得ているとのこと。また、品目の選定や栽培方法についても、地域に調和し、地域事情に配慮するとのことですので、問題が生じることはないものと考えます。

また、本法律における新たな要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましても、生産物等のおおむね5割以上を生産地の自治体や隣接自治体で販売するなどの複数の要件のうち、1つ以上を満たす必要がございます。本計画では生産した農作物の5割以上を市内もしくは隣接市で販売することや、地域の特性に配慮した品目を導入するなど、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

議案第1号の1についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の1について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を中丸委員、清水清史委員、清水茂男委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

では、初めに中丸委員、お願いします。

13番 借受人の方については、先ほどの説明のとおり何の問題もないと思います。そして、現在農地のほうも、以前は草ぼうぼうだったり、何かいろいろ問題があった農地だったんですが、今や植木が理路整然と植えられており、きれいな都市農地となっておりますので、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水清史委員、お願いします。

5 番 この方なんですけれども、柏小のすぐ東側の畑、大きなほうは既に植え付けが終わられていまして、北側のほうはこれからということで、平らにしてから植え付けるということでした。この方が所有している畑は、もう皆さん御存じのとおり、きれいですので、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水茂男委員、お願いします。

1 4 番 この申請人の方の農機具の所有状況について、5月12日、申請書のとおりトラクター、ユンボは3台、ペイローダー1台、チップパー1台、クレーンつきトラック及びダンプ、それぞれ1台をあることを確認しました。ただ、ユンボについては、3台のうち1台の15馬力のユンボは壊れていて、今、修理屋に出しているということで、今日も電話で確認したんですが、まだ直っていないということですので、修理が終わりましたら、また確認したいと思います。

こちらの農地なんですけど、4-6-8及び9の畑については、周囲にゴムマットとかをいろいろ敷いて土が飛散するのを防止するとか、いろいろな本人の努力が見られました。大きな畑のほうには、ソヨゴなど既に植木が植えられている状況で、この申請者の方は地元の農業者の見本となるような、きれいな畑を耕作していますので、こちらの畑のほうもそのような形で使用されると思いますので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、皆さんおっしゃったとおり、問題のない畑だったと思います。以前に農地パトロールをした際に、耕作されていない草ぼうぼうの畑の印象があったんですけども、耕作するとこんなきれいななるのかと感心しました。除草剤をまく際も、

今、事務局の報告もありましたように、隣接する農地、野菜畑に影響が行かないように、必ず事前に連絡をして除草剤をまくといった配慮もされていて、何の問題もないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま各委員さんから報告があったとおりでございます。申請者の方の年間作業時間の1割は、貸す方も何かに関わらなくてはいけないということでございますので、やはり除草とか、あと、畑の周りの見回りとか、そういうものをしていただくということでございましたので、この方は、とにかく見本になるような農業者の方ですから、問題はないかと思えます。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思えますので、申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

都市農地の貸借円滑化法の規定による事業計画などについて御説明をお願いしたく、本日、出席をお願いいたしましたので、御理解の上、御協力をお願いいたします。

それでは、私のほうから質問させていただきたいと思えます。

この法律は、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として、平成30年に施行されたものでございます。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定し、市長が認定することにより貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作事業の用に供していることが要件となっております。

そこでお聞きします。

事業内容の詳細について説明をお願いいたします。

申請人 皆さん、こんにちは。よろしく申し上げます。

初めに事業計画なんですけれども、主な生産の内容として植木生産を行いたいと思います。内容としては、最近もう50年来、流通量が結構増えているということで、ソヨゴ、コニファー類、あとは、そんなに大きくなならない常緑の中木類ですか。

今回貸していただける農地は団地の横にありまして、その道路については団地の管理組合の人が毎日お掃除をされているということで、現在ちょっともう作付は始めているんですけれども、なるべく道路を汚さないようにが1点。また、隣接する農家さんの農地については、GAP認証を取っている農家さんであって、農薬の飛散とか、その辺も特に気をつけるようにはしています。

除草剤なり殺虫剤とか、そういう消毒関係も、する日には必ず連絡をして、いついつやらせていただきますということを必ず連絡を取るようにはしています。

次に、販売先なんですけれども、主に販売先としては材料屋さん、植木の間屋さんなんですけれども、そこに出荷が7割から8割ぐらい。立川市内の材料屋さんには大小合わせて五、六件あるんですけれども、その方たちに半分以上は生産して納品しているというのが主な売り先です。

あと、多少造園屋さんとかにも売っているんですけれども、大体材料屋さんと言われる間屋さん、同業者なんですけれども、そういう方たちに出荷しているというような状況です。

それと、都市農地の機能の発揮とか地域の貢献というのは、正直ちょっとどういう感じなのかなと、うまく答えられないんですけれども、今回貸していただいた農地については、作付していないときに、ここいら辺の土地柄、土ぼこりがひどくて、持ち主さんもその辺、苦慮していたり、さすがに作付したり、周り、特に道路との出入り口はプラスチックの敷物をして、車の出入りがしても道路を汚さなかったり、なるべく気をつけるようには、もう作業にはかかっているんですけれども、そんな

ところで、ほこりが立たないということで地域の貢献になればなんて、ちょっと短絡的なんですけれども、そんな感じです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

あと、もう1点ですけれども、続きまして、当事業計画の認定につきましては貸付人の責務について掲げなくてははいけません。具体的には、貸受人の年間従事日数の1割程度を貸付人が従事する必要がございます。これは、将来相続税が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保とするために、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものでございます。

そこでお聞きいたします。

貸付人の従事作業など、また、関与の仕方についてお聞かせいただきたいので、よろしくお願いします。

申請人 一応、農家さんとの契約の中で、私は今まで年間250日ぐらいが農作業の従事日数ということで届出をしたり、今回、2反からの畑をお借りしているということで、30日ぐらいは余分に作業する日数がかかるのかなということで、おおむね280日前後を年間の従事日数ということで、そこで持ち主さんにも一定の関与ということで、畑の見回りだったり、月に何回かは、自分の農地ですから見に来ていただいて、ごみが落ちていたり、道路周辺とか、そういうところも掃除をするなり、また、地域の人に何かお声がけをされたときには相談に乗るとか、そんなところで、おおむね30日内外は関与をしてもらうということでお話をしています。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから何か御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんね。

……質疑なしの声

議長 もう皆さん、きれいなのはよく知っているからね。本当に逆に、こういった貸借も利用していただいて、こちらこそ本当

に感謝しています。

また、今後も、とにかく体には十分気をつけて、働き過ぎもいいんですけども、気をつけて作業していただきたいと思いますので、よろしく願いしまして、本日は忙しい中、ありがとうございました。これで終了いたします。

申請人 どうも皆さん、ありがとうございました。よろしく願いします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、決定することにいたします。

次に、議案第1号の2について事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号の2、現地調査を5月15日、借受人立会いの下、鈴木会長、粕谷委員、鈴木和昌委員、岡部委員、横幕委員、事務局で行いました。

略図2を御覧ください。略図2は、西砂小学校の北東に広がる農地です。

事業計画の内容といたしましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、野菜を生産するというものでございます。

審査要件①、全部効率利用要件ですが、借受人は認定農業者として現在約1万6,000㎡の農地を耕作しており、貸付人も1割以上の従事をする事となっていることから、農地全体にわたって効率的に利用する要件を満たすものと考えます。

審査要件②、農作業の常時従事要件は、申請者の従事日数が年間300日となっておりますので、要件を満たしているものと考えます。

審査要件③、地域との調和要件ですが、農薬の使用基準に従



い、地域の環境に適した栽培を心がけるとのことですので、地域への問題が生じることはないものと考えます。

また、本法律における新たな要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、生産物等のおおむね5割以上を生産地の自治体や隣接自治体で販売するなどの複数の要件のうち、1つ以上を満たす必要がございます。本計画では生産した農作物をJA直売所等で出荷、販売していることや、地域住民への収穫体験に取り組み、地域住民と交流を図るなど、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

議案第1号の2についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号の2について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を粕谷委員、鈴木和昌委員、岡部委員、横幕委員の順でお願いいたします。

それでは、粕谷委員、お願いします。

3番 貸付人のほうの方の農地なんですが、見に行った当日は非常に耕うんしてあって、きれいな状態でした。借受人の方なんですが、農地自体、非常によく管理されておりまして、野菜等も現状で、みの一れ立川のほうへかなり出荷されています。ここを昨日見た段階では、借受人の御本人に聞いた話なんですが、サツマイモの苗が来てしまったということで、現状でもうサツマイモが植え付けてありました。またきれいに管理されていますし、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木和昌委員、お願いいたします。

17番 借受人の農機具の調査を5月11日に行いました。トラクター2台、バックホウ1台、管理機3台など、申請されていた

とおりの台数を確認できました。

また、この対象農地ですが、貸付人の引き続きの調査で2月に一度行っており、境界石等の確認ができております。

また、先ほど粕谷委員が言ったとおりですが、既に農地のほうは秋に向けてのサツマイモの植え付けが行われており、とても整然と、きれいになっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岡部委員、お願いします。

9 番 借受人の方なんですけれども、地域の中でも常に一生懸命やっているのが有名な方なので、問題ないんじゃないかと思えます。また、お二方は同じ地区で日頃から交流もありまして、上手に進めていただけるんじゃないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

1 1 番 畑は大変きれいで、皆さんおっしゃったように問題はないと思えます。これから農地に適した野菜を探していくというお話でしたけれども、当面はサツマイモを植えてみる、それは地域住民の方の収穫体験にも利するという、非常に配慮された考え方だと思えました。

議長 ありがとうございます。

もう今、全体に委員さんから説明されたとおりでございます。この方は本当に、自分で耕作されている畑も非常にきれいですし、いろいろ雇用もされたりしておりまして、非常に熱心に作業されている方でございますので、問題はないかと思えます。私も、貸す側の農地のほうも事前にもう見て、当日も2回見ておりまして、非常にきれいで問題はない農地でございますので、こちらについても皆さん、委員が言われましたとおり問題はないと思えます。

それでは、ただいまの説明の件につきまして、何か質問がありましたらお願いをいたします。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

都市農地の貸借円滑化法の規定による事業計画などについて御説明などをお願いしたく、本日、出席をお願いしましたので、御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私から質問させていただきたいと思います。

この法律は、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として、平成30年に施行されたものでございます。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定し、市長が認定することによって貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作事業の用に供していることが要件となっております。

そこでお聞きをいたします。

当該事業内容の詳細について、まず御説明をお願いいたします。

申請人 今回お借りしたい畑は、近くに住宅街もありますし、小学校なんかの通学路にもなっているので、今考えているのは、秋に収穫できるサツマイモ等を作りまして、小学校の生徒さんとか、その御家族さんたちに収穫体験とかをしていただけるよう、企画をしております。また、それだけでは全部の収穫物を販売できないと思いますので、みの一れ立川に出荷をして販売をしていきたいと考えています。

議長 ありがとうございます。

あと1点、続きまして、当事業計画の認定につきましては貸付人の責務についても掲げなくてはいけないことになっているんですね。具体的に、借受人の年間従事日数の一定割合を貸付

人が従事する必要があります。これは、将来相続税が発生した際に、主たる従事者が証明の発行を担保するために、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものでございます。

そこでお聞きします。

貸付人の従事作業等、関与の仕方についてお聞かせください。

申請人 その方は、本当に畑が、ほぼ地続きというか、1軒置いて隣の畑になります。また、その畑の一部を歩いて使ったりとかもしているのでもちろん耕作させていただく私のほうで、しっかり除草作業とか、景観を損ねないような手入れはしていくことをしますが、一緒に貸してくださる方にも景観等を損ねていないかとか、あと、一緒に作付、収穫する際なんかは一緒に販売とか、収穫体験のときにはちょっと見ていただいたりとか、そういうところで、一緒に畑を使わせていただいているというところをやっていきたいと考えております。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員さんから御質問をお願いしたいと思いません。ないですか。

……質疑なしの声

議長 委員さんからはないということでございます。なので、何の問題もないということで、終わりたいと思うんですが、くれぐれも体には気をつけて作業して、また、収穫体験なども頑張っておっていただきたいと思いますので、また今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の2、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することいたします。

続きまして、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、議案第2号、現地調査を申請者立会いの下、鈴木会長、小峰委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は幸町4丁目の2筆となります。略図1を御覧ください。略図1は、幸町団地と小川橋の間、自宅裏に広がる農地で、トマトやキヌサヤ、タマネギなどが植えられており、これからの作付に向けて耕うんもされておりました。境界は、北東の1か所が野菜の残渣を埋める穴を掘ったときの盛土の下に埋もれてしまい、確認できませんでした。それ以外は確認できました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の2、特例農地は一番町1丁目の1筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、天王橋交差点の東、五日市街道南の自宅裏に広がる農地です。養蜂を中心とし、キウイなどの果樹やトマト、ネギなどの露地野菜も生産されておりました。ナノハナの残渣がたくさん残っていたので、委員より処分するよう指導がありました。蜂蜜採取用に花を咲かせたコマツナとのことで、種を採取した後、処分することでした。農地の北及び西側の道路沿いの境界木がはみ出しておりましたので、剪定するよう委員より指導がございました。境界は確認でき、全体的な肥培管理は良好でした。

議案第2号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を、1番、小峰委員、横幕委員、2番を嶋田貞芳委員、横幕委員の順でお願いいたします。

それでは、1番を小峰委員、お願いします。

4番 この方は直売を行っている方で、作物としてはトマト、ネギ、キュウリ、ナス、ジャガイモ、里芋が作付されておりました。

管理は良好でした。先ほど話があった境界なんですけど、後日確認して確認が取れました。また、ノラボウの残渣が残っていましたが、片づけるように指導しておきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 玉川上水に面した道路側に直売所があるんですけども、これは可動式でしたので特に問題はないと思います。無人で販売しているということなので、たまには盗難もあるという話なんですけれども、間引いた野菜も、もったいないから、やっぱりそこで直売をしているという話を伺いました。あとは問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

この方も、各委員から報告があったように、問題はないということでしたので、この方は玉川上水のところで、もう長年直売をやられていまして、多品目の野菜を生産しておりまして、ちょっと高齢になってきたので、休日には息子さんが手伝い、あと、娘さんが一緒になって手伝って作業をしているということなので、全体的には問題はないかと思います。

以上でございます。

続きまして、2番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6 番 この方ですけれども、先ほど事務局のほうから報告があったとおり、立川市内では珍しいと思うんですけども、養蜂を昔からやっています、この畑も春先にはナノハナ畑になるというような状況なんですけれども、その中で、蜂蜜の餌というか、それ用にコマツナとノラボウナを畑一面に栽培しているんですけども、それが若干遅れぎみの片づけの状況となっておりますけれども、そういった意味で、自分らで食べるだとか、そういうことじゃなくて、蜂さん用に種を取って、それをまた翌年にまくというような形を取っているらしくて、その種の取り終わり次第、片づけるということでしたので、速やかに終わった片づけてもらうようお願いをしました。

それと、あとは果樹のほうをやっています、キウイとか、あとはイチジクとかもやっています。あと、北側の道路なんですけれども、ここに生け垣が植わっているんですけれども、若干伸びていたりしていますので、それも邪魔にならないように剪定をお願いしました。

境界は全て確認できましたので、問題ないと思います。  
以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

1 1 番 嶋田委員さんがおっしゃったとおりだと思います。消費者としては、せっかくの立川産の蜂蜜が食べられないというのがとても残念だったんですけれども、実は、ここで栽培している蜂蜜は、ほとんどがもう常連のお客さんのところに行ってしまうので、通常、市民が気軽に食べられないのは、とても残念だと思いました。

議長 ありがとうございます。

本当にこの方は、私も最初に行ったときに、こんなに木が結構住宅側に生い茂っているの、これは何ですかと。これもやはり蜂蜜を落とすために、ある程度、わざわざ木を伸ばしているんだという話でしたね。ということで、そのために少し木が住宅側には伸ばしている。これは蜂が行かないということでしたね。確かね。そういうようなことだということで、なかなか私なんかは分からないことで、すごく勉強になったと思います。ということで、全体的には問題はなかったということでございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、2件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

議案第3号の1、土地の表示は西砂町1丁目の2筆となります。面積は2,887㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第3号の2、土地の表示は一番町3丁目の5筆となります。面積は3,582㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第3号の証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号については以上でございます。

議長 議案第3号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

それでは、1番、2番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 それでは、1番の方ですけれども、ここの農地は、以前、農地パトロールとかにも何回か引っかけたというか、その農地なんですけれども、本人が体調を崩してからは、お姉さん夫婦が中心になって親族で耕作のほうをしております、去年の納税猶予の申請のときにもそうだったんですけれども、非常にきれいに耕作されていまして、今回の畑も、今、ワケネギですとかトウモロコシ、ジャガイモ等々が整然と栽培されていまして、空いている農地についても耕うんがなされていまして、何ら問題ないと思います。

以上です。

続いて、2番ですけれども、この方も、以前はここの農地で



里芋ですとか多くのを栽培しておりまして、本人が体調を崩してからは家族のほう引き続き肥培管理をしておりました。先日ちょっと確認に行ったときに、この時期ですので多少草が目立っておりましたので、一応、そこはもう一度耕うんなりをしてもらうように、お願いをしてきました。境界のほうも確認できますし、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました件について、何か御質問がありましたらお願いします。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他、何かございますか。

次長 特にございません。

議長 それでは、ないということでございますので、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は6月26日月曜日午後3時から205、同じこの部屋で開催をいたします。

本日も慎重に審議していただき、ありがとうございました。

午後4時02分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員